

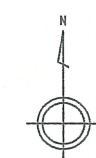
東広島都市計画地区計画の決定(東広島市決定)

都市計画八本松原地区地区計画を次のように決定する。

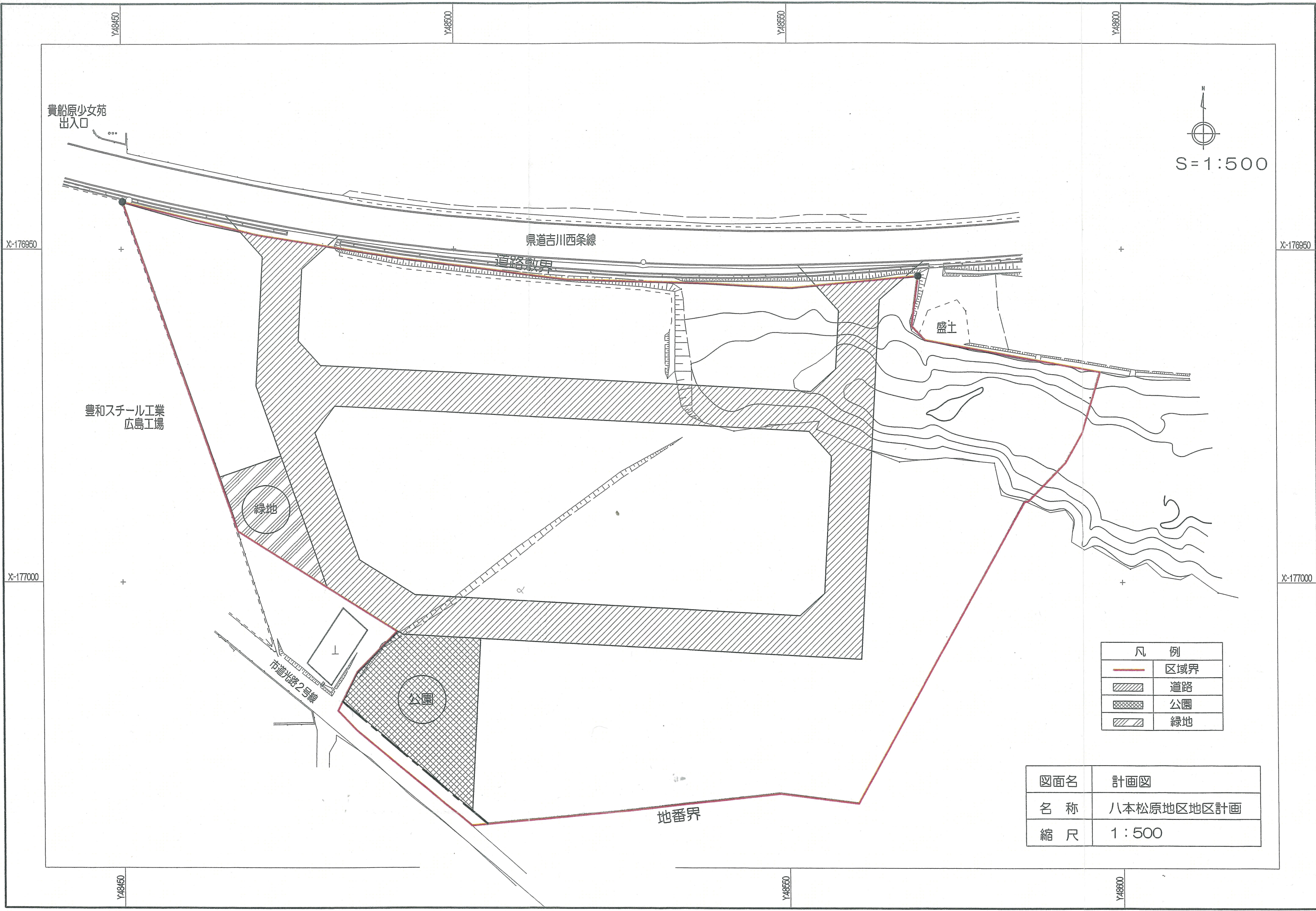
名 称		八本松原地区地区計画
位 置		東広島市八本松町原の一部
面 積		約 0. 9 h a
地 区 計 画 の 目 標		本地区は、八本松町原地区の農村集落に位置しており、周辺には赤瓦の伝統的な家屋と調和した田園風景が広がっている。 このような地理的条件を活用し、ゆとりある暮らしのニーズに応える良好な住宅地の形成を図る。
区域の整備・開発及び保全の方針	土 地 利 用 の 方 針	周辺の環境と調和した戸建住宅地を形成する。
	地区施設の整備の方針	良好な街区を形成するため区画道路及び公園、緑地を配置する。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき建築物の制限を以下に定める。 1. 建築物の用途の制限 2. 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 3. 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 4. 建築物の敷地面積の最低限度 5. 壁面の位置の制限 6. 建築物等の高さの最高限度 7. 建築物等の形態又は意匠の制限 8. 垣又はさくの構造の制限
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	
	道路 区画道路 幅員 6. 0 m 延長約 2 7 0 m 公園 1 箇所 約 3 4 0 m² 緑地 1 箇所 約 1 4 0 m²	
	建築物等のに関する事項	次の各号に該当する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1. 住宅（ただし、長屋及び共同住宅を除く） 2. 建築基準法別表第二(イ)項第二号に掲げる建築物 3. 当該地区計画区域内の住民を主たる対象とした自治活動の目的に供するための集会所その他これに類する建築物 4. 前各号の建築物に付属するもの
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	8 / 1 0
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	4 / 1 0

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	2 5 0 m ²
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路及び敷地境界線までの水平距離は、1.0m以上とする。
		建築物等の高さの最高限度	1 0 m
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物、看板、工作物の形態や意匠は、田園地域の景観と調和するものとし、色彩は原色を避け、落ち着いたものとする。
		垣又はさくの構造の制限	道路に面して設ける垣又はさくの構造は、生垣又は網状その他これに類する透視可能なさくとする。 ただし、透視不可能な部分の高さが地盤面から1.2m以下のもの又は門はこの限りではない。
備考			

『区域、地区施設の配置については、計画図の表示のとおり』



S=1:500



凡	例
	区域界
	道路
	公園
	緑地

図面名	計画図
名称	八本松原地区地区計画
縮尺	1:500